

[事案 25-173] 契約内容変更遡及請求

・平成 26 年 4 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の試算どおりの年金年額を受け取れなかったことを理由として、試算どおりの年金支払いまたは差額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 10 月に契約した定期保険特約付終身保険の保険料払込期間が満了となったため、平成 25 年 8 月に、養老保険特約の満期保険金を一括で受取ったうえで、主契約（終身保険）を 10 年確定年金に移行した場合に受取可能な年金年額の試算を募集人に対して依頼し、提示された年金年額に納得して年金移行を行った。ところが、後日、募集人から、養老保険特約の満期保険金受取りを考慮せずに試算したため（満期保険金の年金原資への組込み前提とした試算）、実際より過大な年金年額が提示されていたとの訂正を受けた。

納得できないため以下のいずれかの対応をしてほしい。

- (1) 養老保険特約の満期保険金、および試算どおりの年金年額の支払い。（主張①）
- (2) 養老保険特約の満期保険金、および損害賠償として試算額と実際の年金年額との差額の支払い。（主張②）

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人の誤説明は事実だが違法性はなく、また年金移行手続 2 日後に年金年額を訂正している。
- (2) 契約内容どおりの年金を支払うことになるので、申立人には誤説明による損害は発生していない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の2点であると判断する。

- (1) 募集人の試算どおりの年金年額を支払うことを内容とする契約が成立したことを理由に、その支払いを求めるもの。（主張①）
- (2) 募集人に不法行為責任（民法709条）があることを理由に、使用者責任（民法715条1項）にもとづく損害賠償を求めるもの。（主張②）

2. 主張①について

契約成立後、契約内容について募集人が誤った通知（説明）をしたとしても、当初の契約内容が変更されるものではないので、主張は認められない。

3. 主張②について

- (1) 保険会社に使用者責任にもとづく損害賠償責任が発生するためには、募集人に不法行為責任にもとづく損害賠償責任が成立することが前提となり、成立するためには故意または過

失によって申立人の権利または法律上保護される利益を侵害し、申立人に損害を発生させたことが要件となる。

- (2)しかし、申立人と保険会社との間には、養老保険特約の満期保険金を支払ったうえで、10年確定年金を支払うことを内容とする契約は成立しておらず、募集人の誤説明が申立人の「権利」（年金請求権）を侵害したことにはならない。
- (3)また、申立人の「法律上保護される利益」が侵害されたか否かの判断において、募集人の誤説明によって申立人に生じた「期待権」を侵害したと判断する余地はあるが、単なる「期待権」の侵害のみを理由とする不法行為責任は、当該侵害行為の違法性が強い場合に検討し得るにとどまるべきものと判断するのが判例であり、本件における募集人の誤説明に強い違法性は認められない。
- (4)募集人は誤説明の2日後には、申立人に対して謝罪と訂正を申し入れており、この間に、申立人に法的保護に値するような「期待権」が発生したと言えるかも疑問がある。